

添付法令資料 4 :

疑わしき指標、現金及び／又はその他の支払証券の交付並びに行政制裁賦課及び
国庫への行政罰金の納付に係る通知及び監督の手續に関する 2017 年 11 月 6 日付
インドネシア共和国金融大臣規程 No.157/PMK.04/2017 (目次)

公布の日から 30 日後に施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 範囲 (第 2 条ないし第 4 条)
- 第 3 章 現金及び／又はその他の支払証券の交付に係る申告手續
 - 第 1 節 現金及び／又は支払証券の交付の申告フォームの情報及びデータ要素 (第 5 条)
 - 第 2 節 現金及び／又はその他の支払証券の交付に係る申告手續 (第 6 条ないし第 8 条)
- 第 4 章 現金及び／又はその他の支払証券の交付に係る調査 (第 9 条ないし第 13 条)
- 第 5 章 現金及び／又はその他の支払証券の交付、行政制裁賦課並びに行政処罰としての罰金の国庫への納付に係る承認
 - 第 1 節 現金交付に対する承認 (第 14 条)
 - 第 2 節 制裁の賦課 (第 15 条ないし第 20 条)
 - 第 3 節 行政制裁としての罰金の賦課 (第 21 条及び第 22 条)
 - 第 3 節 (原文ママ) 行政制裁の賦課範囲における変更決定 (第 23 条)
- 第 6 章 直接に納付されない現金及び／又はその他の支払証券の交付に係るフォローアップ
 - 第 1 節 現金及び／又はその他の支払証券の停止 (第 24 条)
 - 第 2 節 国の所有として宣言された現金及び又はその他の支払証券 (第 25 条ないし第 27 条)
 - 第 3 節 現金及び／又はその他の支払証券の交付に係る報告 (第 28 条)
- 第 7 章 雑則 (第 29 条ないし第 31 条)
- 第 8 章 終則 (第 32 条)